



平成 22 年 5 月 27 日

各 位

福岡県北九州市小倉北区大島 1 丁目 7 番 19 号  
株 式 会 社 シ ダ ー  
代 表 取 締 役 社 長 山 崎 嘉 忠  
(コード番号：2435)

問い合わせ先 取 締 役 長 松 尾 剛  
管 理 本 部  
電 話 番 号 0 9 3 ( 5 1 3 ) 7 8 5 5

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月27日開催の取締役会において、平成22年6月25日開催予定の第29期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、株式会社大阪証券取引所による「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定をうけ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」、「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。また、社外監査役としてふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役の責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。その他、上記変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案につきましては、当社監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 25 日 (金曜日)
定款変更の効力の発生	平成 22 年 6 月 25 日 (金曜日)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第31条 当社は、監査役を置く。</p> <p>第32条～第34条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>第32条～第34条 (現行通り)</p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第40条 (現行通り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	<u>(会計監査人の設置)</u> <u>第42条 当社は、会計監査人を置く。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によ</u> <u>って選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以</u> <u>内に終了する事業年度のうち最終</u> <u>のものに関する定時株主総会終結</u> <u>の時までとする。</u>
(新設)	2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会</u> <u>において別段の決議がされなかつ</u> <u>たときは、当該定時株主総会におい</u> <u>て再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役</u> <u>が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計算	第7章 計算
第37条～第40条 (略)	第46条～第49条 (現行通り)